令和6年 第1回 定例会 議案説明資料

《予算関係案件》

議第1号 令和5年度 南和広域医療企業団 病院事業会計補正予算(第2号)について

【議案資料 1 】

議第2号 令和6年度 南和広域医療企業団 病院事業会計予算について

【議案資料 2 】

《条例改正関係案件》

議第3号 南和広域医療企業団 職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

【議案資料 3 】

議第4号 南和広域医療企業団 企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

【議案資料 4 】

南和広域医療企業団令和6年2月28日

令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案(第2号)について

「収益的収支」補正予算の概要

病院事業費用

<u>補正予算額 0 千円</u>

【補正理由】

高額医薬品の増加による材料費の増額補正が必要であり、給与費の減額補正で対応 (給与費は流用禁止項目の為)

款)病院事業費用 11,053,931千円

項) 医業費用 10,833,641千円

目)給与費 ······ △200,000千円

• 給料、手当等

目) 材料費 200,000千円

• 薬品費、診療材料費等

※補正前予算額 11,053,931千円 補正後予算額 11,053,931千円

令和6年度 南和広域医療企業団 当初予算案の概要

コロナ前(R1)の稼働率及びR6の診療報酬改定に基づき入院収益を計上する一方で、 給与費の増や物価高騰による経費の増及び電子カルテシステム更新に伴う自己負担額70百万円に より、128百万円の赤字となります。

(単位:百万円)

	R⑥予算(案)	R⑤予算	増減	説明
1 病院事業収益(特別利益除<)	11,278	11,085	193	
(1)医業収益	9,685	9,433	252	
①入院収益	5,979	5,959	20	コロナ前の稼働率及び診療報酬改定に基づき計上
②外来収益	3,009	2,769	240	R5の高額医薬品(化学療法・難病)の収益を踏まえて増額
③その他医業収益	297	288	9	
④国·県補助金	47	66	▲ 19	対象者の減による、退職手当にかかる県補助金の減額
⑤他会計負担金	353	351	2	
(2)医業外収益	1,472	1,526	▲ 54	電子カルテシステム更新に伴う長期前受金戻入の減額(企業団負担の増 70百万円)
(3)看護師養成事業収益	121	126	▲ 5	
2 病院事業費用(特別損失・予備費除く)	11,402	11,048	354	
(1)医業費用	11,161	10,834	327	
①給与費	5,586	5,506	80	定期昇給及び人事委員会勧告対応による増額
②材料費	2,166	1,900	266	高額医薬品(化学療法・難病)の増による増額
③経費	2,445	2,465	▲ 20	
④減価償却費	923	724	199	電子カルテシステム更新に伴う増額
⑤その他医業費用	41	239	▲ 198	旧電子カルテシステム処分に伴う資産減耗費の減額
(2)医業外費用	83	62	21	
(3)看護師養成事業費用	158	152	6	
3 経常利益(損失)※1-2	▲ 124	37	▲ 161	
4 特別利益	2	2	0	
5 特別損失	4	4	0	
6 予備費	2	2	0	
7 純利益(純損失)※3+4-5-6	▲ 128	33	▲ 161	

令和6年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要について

収益的収入及び支出

	ılı			1				
	40	Z.	^					
<南	余	良和	総合医療	をセン	ター	>	9,000,215	千円
第	1	項	医	業	収	益	7,822,108	千円
第	2	項	医	業タ	卜収	益	1,055,720	千円
第	3	項	看	護師奢	€成署	事業収益	121,387	千円
第	4	項	特	別	利	益	1,000	千円
<吉	7 [5	病院	>			1,159,967	千円
		-	医		収	益	974,820	
第	2	項	医	業ヶ	卜収	益	184,647	
第	3	項	看	護師奢	&成署	— 事業収益	0	千円
第	4	項	特	別	利	益	500	千円
<∄	i (뚖	病院)	>			1,118,711	千円
第	1	項			収	益	886,231	
第	2	項	医	業タ	卜収	益	231,980	
第	3	項	看	護師者	· •成	— 事業収益	0	千円
第	4	項	_		利	益	500	千円
				收	収入	合計	11,278,893	千円

支出	-		
/ 南夲自蚣4	↑医療センター>	9,105,929	ŦF
、用示反称 : 第 1 項	ョ 区旅でングーン 医業費用	8,867.637	ŦF
第2項	医業外費用	78.272	ŦF
第3項	左 未 7r 頁 //n 看護師養成事業費用	158.020	ŦF
		•	
第4項	特別損失	1,500	千日
第 5 項	予備費	500	ŦF
<吉 野 病	院>	1,163,606	ŦF
第 1 項	医 業 費 用	1,158,660	千F
第 2 項	医業外費用	2,946	ŦF
第 3 項	看護師養成事業費用	0	ŦF
第 4 項	特別損失	1.500	千日
第 5 項	予備費	500	ŦI
<五 條 病	院>	1,138,063	ŦI
第 1 項	医業費用	1,133,986	Ŧ.
第 2 項	医業外費用	2.077	ŦI
第 3 項	看護師養成事業費用	_,	ŦF
第4項	特別損失	1.500	ŦF
第5項	予備費	500	- i i
A1 5 5K	1. htt 346	000	' '
	支出合計	11,407,598	ŦF

収支差引 (単位:千円)	
<南奈良>	Δ 105,714
<吉野病院>	△ 3,639
<五條病院>	<u> </u>
<企業団合計>	<u>Δ 128,705</u>

資本的収入及び支出

<南	奈	良総	合医療	センタ-	->	667,757	千
第	1	項	围	・県 補	助 金	97,644	千
第	2	項	他:	会計負	担金	331,988	千
第	3	項	企	業	債	238,125	Ŧ
第	4	項	他:	会計借	入金	0	Ŧ
<吉	•	野 病	院>			34,108	Ŧ
第	1	項	围	・県 補	助 金	0	Ŧ
第	2	項	他:	会計負	担金	2,532	Ŧ
第	3	項	企	業	債	31,576	Ŧ
第	4	項	他:	会計借	入金	0	Ŧ
<五	: 1	条 病	院>			3,892	Ŧ
第	1	項	国	・県 補	助 金	0	千
第	2	項	他:	会計負	担金	1,393	Ŧ
第	3	項	企	業	債	2,499	Ŧ
第	4	項	他:	会計借	入金	0	Ŧ
				収	(合計	705,75	7 千

支出	
ХЩ	
<南奈良総合医療センター>	1,852,332 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	477,356 千円
第 2 項 企業債償還金	1,322,193 千円
第 3 項 県借入返還金	52,783 千円
<吉野病院>	39.304
第 1 項 建 設 改 良 費	39,304 千円
第 2 項 企業債償還金	0 千円
第 3 項 県借入返還金	0 千円
<五 條 病 院>	12,323 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	8,934 千円
第 2 項 企業債償還金	0 千円
第 3 項 県借入返還金	3,389 千円
支出合計	1,903,959 千円

収支差引 (単位:千円) <南奈良>	<u>Δ 1,184,575</u>
<吉野病院>	<u> </u>
<五條病院>	Δ 8,431
<企業団合計>	<u> </u>

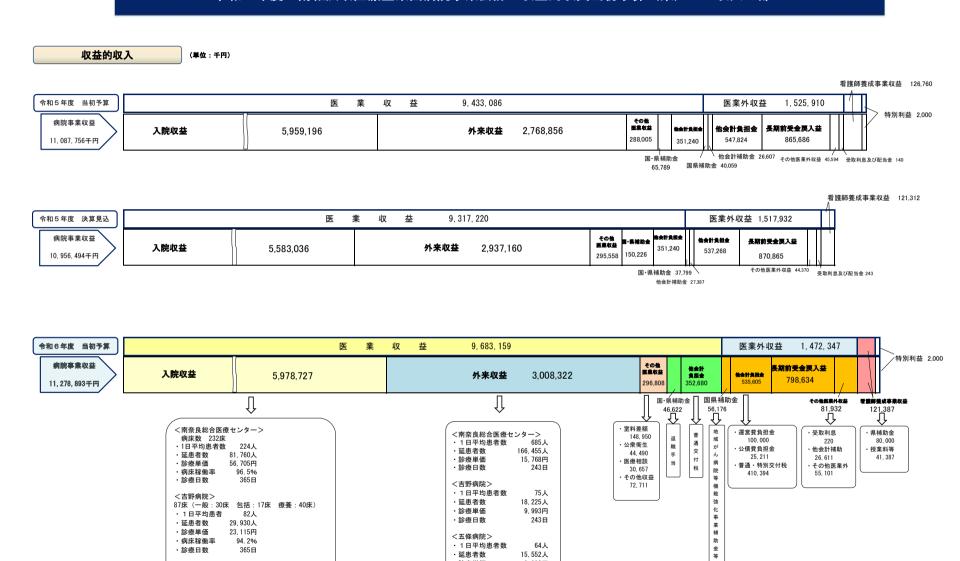
※ 資本的収入が資本的 支出に対して不足する 額1,198,202千円 は損益勘定留保資金 で補てんする予定

令和6年度 南和広域医療企業団病院事業会計当初予算増減理由

(単位:百万円)

						1	
		令和6年度 予算(案)	令和5年度 予 算	対令和5年度予算 増減額	主な理由	令和5年度 決算見込	備 考
1 病	院事業収益	11,278	11,085	193		10,956	
医	業収益	9,685	9,433	252		9,317	
	入院収益	5,979	5,959	20	コロナ感染症の影響を受ける前(令和元年度)の病床稼働率を基に算定。	5,583	
	八阮収益	5,979	5,959	20	令和6年度診療報酬改定(+0.88%)を考慮した診療単価で予算額を積算	5,565	
	外来収益	3,009	2,769	240	高額医薬品(化学療法・難病)の増による増額	2,937	
	乔 木収益	3,009	2,709		令和6年度診療報酬改定(+0.88%)を考慮した診療単価で予算額を積算	2,937	
	その他医業収益	297	288	9		296	
	国•県補助金	47	66	▲ 19	対象者の滅による、退職手当にかかる県補助金の滅額	150	
	他会計負担金	353	351	2		351	
医	業外収益	1,472	1,526	▲ 54	電子カルテシステム更新に伴う長期前受金戻入の減額(企業団負担の増)	1,518	
看	護師養成事業収益	121	126	▲ 5		121	
2 病	院事業費用	11,402	11,048	354		11,003	
医	業費用	11,161	10,834	327		10,795	
	給与費	5,586	5,506	80	定期昇給及び人事委員会勧告対応による増額	5,281	
	材料費	2,166	1,900	266	高額医薬品(化学療法・難病)の増による増額	2,197	
	経費	2,445	2,465	▲ 20		2,351	
	減価償却費	923	724	199	電子カルテシステム更新に伴う増額	728	
	その他医業費用	41	239	▲ 198	旧電子カルテシステム処分に伴う資産減耗費の減額。	238	
医	業外費用	83	62	21		61	
看	護師養成事業費用	158	152	6		147	
3 経	常利益(損失)	▲ 124	37	▲ 161		▲ 47	
4 特	別利益	2	2	0		0	
5 特	別損失	4	4	0		0	
6 予	備費	2	2	0		0	
7 純	利益(純損失)	▲ 128	33	▲ 161		▲ 47	

令和6年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益的収支当初予算(案) -収入の部-



診療単価

・診療日数

<五條病院>

・診療単価

・診療日数

• 病床稼働率

· 1 日平均患者 74人 延患者数

78床 (一般:31床 包括:14床 療養:33床)

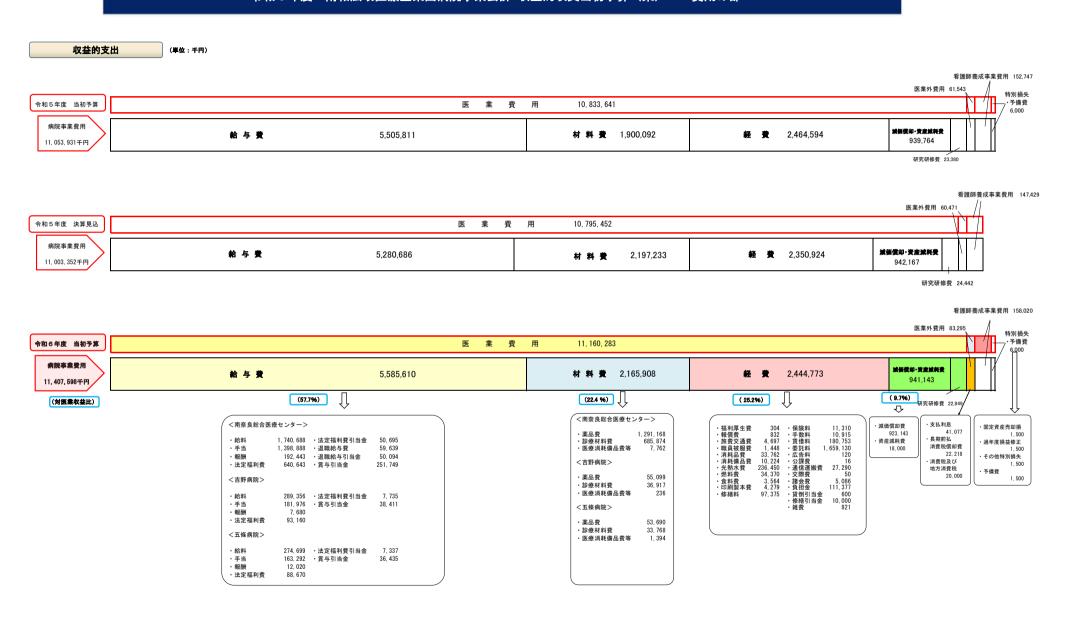
27,010人

24,091円

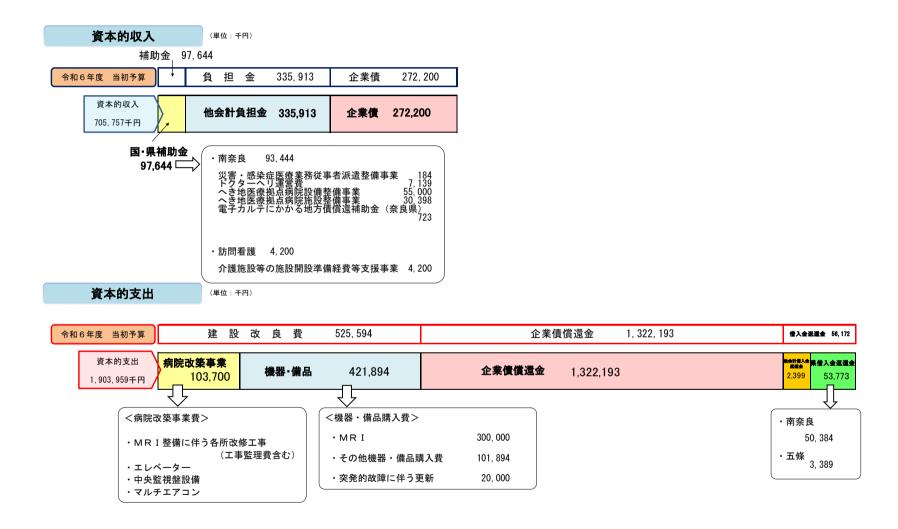
94.9% 365日 9.993円

243日

令和6年度 南和広域医療企業団病院事業会計 収益的収支当初予算(案) -費用の部一



令和6年度 南和広域医療企業団病院事業会計 資本的収支当初予算(案)



[※] 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,198,202千円は 損益勘定留保資金から補てんする予定

令和6年度建設改良費一覧表

【病院改築事業費 補助金関連】

(単位:千円)

病院名	科目	名称	
	工事請負費	MRI整備に伴う各所改修工事	1
南奈良総合医療センター	工事事務費	MRI整備に伴う各所改修工事監理費	1
		슴計 ¥	68,000

【病院改築事業費】

(単位:千円)

病院名	科目	名称	数量
	工事請負費	厨房エアコン更新工事	1
吉野病院	工事請負費	エレベーター更新工事 (追加)	2
	工事請負費	中央監視盤設備更新工事(追加)	1
		小計	32,200
	工事請負費	厨房エアコン更新工事	1
五條病院	工事請負費	防犯カメラ増設工事	1
		小計 ¥	3,500
		- 승타 ¥	35,700

【器械備品購入費 補助金関連】

(単位:千円)

病院名	科目	名称	
	医療器械購入費	DMAT用衛星携帯電話	1
南奈良総合医療センター	医療器械購入費	ドクヘリ搭載除細動器	1
用宗艮総合医療センター	医療器械購入費	MRI	1
		사람 ★	307,692
南奈良訪問看護ステーション	器具備品購入費	什器等一式	1
市が民族 呼呼吸へ/ ノコノ		사람 ¥	4,200
		승타 1	¥311,892

【器械備品購入費 その他機器等備品】

(単位:千円)

病院名	科目	名称	数量
	医療器械購入費	微生物分類同定分析装置	1
	医療器械購入費	心肺運動負荷試験装置	1
	医療器械購入費	脳波測定装置	1
	医療器械購入費	全身麻酔器 一式	1
	医療器械購入費	神経機能検査装置	1
	医療器械購入費	低侵襲前立腺肥大症治療機器	1
	医療器械購入費	シングルユース軟式膀胱鏡	1
南奈良総合医療センター	医療器械購入費	患者入院ベッド 一式	5
	医療器械購入費	微生物由来成分分析装置	1
	医療器械購入費	駆動式運動自転車負荷装置	1
	医療器械購入費	自動体外式除細動器	1
	医療器械購入費	シリンジボンプ	1
	医療器械購入費	輸液ポンプ	1
	医療器械購入費	超音波診断装置	1
	医療器械購入費	手術関連手技用超音波診断装置	1
吉野病院	医療器械購入費	嚥下内視鏡	1
五條病院	医療器械購入費	シャンプースチーマー	1
		合計	¥90,00

南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

職員の経営意識を醸成し、企業団の経営の安定化を図るため、期末手当について業績に連動した支給を行うための所要の規定整備を行う。

2. 改 正 概 要

期末手当支給割合の改定(第4条関係)

企業団の経営安定化のため、12月分の期末手当の一部 について、企業団の業績に連動させ、3月に支給すること ができるよう、規定の整備を行う。

<参考>期末手当の算出式

◆期末手当支給額

期末手当基礎額 × 期末手当支給割合 × 在職期間率

3月の期末手当は、2月時点における企業団の当該年度決算見込み等による経営判断を元に、実際の支給率を決定する。

<参考>県内他団体における賞与の業績連動支給について

医大や病院機構においては、賞与の一部を3月支給とするとともに、 3月支給分の賞与については業績に連動させて支給率を決定する仕 組みを設けている。

医 大・・・3月分の賞与については、支給率0.1月の範囲内で 業績に連動させて支給

病院機構・・・3月分の賞与については、支給率0.15月の範囲内で 業績に連動させて支給

(参考)期末・勤勉手当支給割合

令和5年度						
		6月	12月	3月	年間計	
一般職員	期末手当	1.175	1.175	_	2.35	
一放蝦貝	勤勉手当	1.00	1.00	1	2.00	
合	計	2.175	2.175		4.35	

令和5年奈良県人事委員会勧告 ⇒ 期末0.1月、勤勉0.05月増

			•					
			令和6年	度				
		業績	6月	12月	3月	年間計		
		好調時	1.225	1.125	0.1以上の 率で支給	2.45~	通常	時で県
一般職員	期末手当	通常時	1.225	1.125	0.1	2.45	勧告	委員会 における
nx 1995		不調時	1.225	1.125	0~0.1の間 の率で支給	2.35~ 2.45	支給	率と同じ
	勤勉	手当	1.025	1.025	_	2.05		
		好調時	2.25	2.15	0.1以上の率 で支給	4.50~		
合	· 計	通常時	2.25	2.15	0.1	4.50		
		不調時	2.25	2.15	0~0.1の間 の変で支給	4.40~		

※実際の支給率等は「職員給与規程」において定める。

3. 施 行 期 日

令和6年4月1日から施行する。

南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正趣旨

奈良県において、人事委員会勧告等に基づき、「知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例」の改正が行われた。

当企業団においても、県の対応に準じ、南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例を改正する。

あわせて、企業団の経営の安定化を図るため、一般職同様に期末手当について業績に連動した支給を行うための所要の規定整備を行う。

2. 改 正 概 要

①企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改定(第4条関係)

賞与における官民格差を解消する等のため、右表のとおり、企業長及び副企業長の期末手当支給割合を引き上げる改定を行う。

<参考>期末手当の算出式

◆期末手当支給額

期末手当基礎額 × 期末手当支給割合 × 在職期間率

②企業長および副企業長の期末手当の業績連動部分の創設 企業団の経営安定化のため、企業長及び副企業長の期末 手当のうち、12月の期末手当について、その0.1月分 を3月に支給することとし、この3月支給分については、 企業団の業績に連動し支給するものとする。

3月の期末手当は、2月時点における企業団の当該年度決算見込み等による経営判断を元に、実際に支給するか否かについて決定する。

◆期末手当支給割合

令和5年度						
	6月	12月	3月	年間計		
企業長	1.15	1.15	_	2.3		
副企業長	1.65	1.65		3.3		



令和6年度						
			12月	3月	年間計	
企業長	3月支給時 (業績好調)	1.175	1.075	0.1	2.35	
正未技	3月不支給時(業績不調)	1.175	1.075	1	2.25	
副企業長	3月支給時 (業績好調)	1.7	1.6	0.1	3.40	
副正未女	3月不支給時 (業績不調)	1.7	1.6	_	3.30	

<参考> 県特別職等賞与支給割合

	R5県人事委員会勧告 <u>前</u>		
	6月	12月	合計
再任用特定幹部職員 (期末·勤勉合計)	1.15	1.15	2.30
副知事・教育長 常勤の委員	1.65	1.65	3.30

	R5県人事委員会勧告 後					
	6月	12月	合計			
	1.175	1.175	2.35			
,	1.70	1.70	3.40			

3. 施 行 期 日

令和6年4月1日から施行する。